

山元町省エネ家電買換え促進事業よくある質問(Q&A)

Q：どんな製品が対象ですか？

A：経済産業省が定めている省エネ基準達成率が各目標年度の100%以上であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの新品(未使用)製品が対象です。

Q：対象の省エネ家電はどのように確認すればよいですか？

A：エネルギー消費については、消費者が省エネ性能や経済性の違いが一目で分かるように「省エネ性能ラベル」が表示されています。

省エネ性能マークが「緑」のもの、省エネ基準達成率が100%以上と表示されているものが対象になります。

Q：新規購入、買い足しは補助対象になりますか？

A：現在使用している家電を、新品(未使用)の省エネ家電に買換えいただく必要がありますので、買い足しや新規購入のみは対象になりません。

Q：なぜ買換えのみ対象なんですか？

A：省エネ家電製品に買換えることで、現在より温室効果ガス排出量を削減することを目的のひとつとしているため、買換えを対象としています。

Q：買換えしたことはどのように確認するのですか？

A：旧家電を廃棄した際に発行される「特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）」の写しを申請書類にすることで、買換えであることを確認します。

Q：どこで購入した製品が対象ですか？

A：販売店等の実店舗で購入された製品です。インターネットやテレビ等の通信販売は対象外となります。

Q：リユース品（中古品）は補助対象になりますか？

A：補助対象製品は販売店等の実店舗で購入された新品製品のみで、リユース品(中古品)は補助対象になりません。

Q：リース品は補助対象になりますか？

A：リース品、その他申請受付期間中に補助対象者に所有権が移らないものは対象になりません。

Q：事務所等に設置する機器は対象になりますか？

A：個人居宅を対象にした事業となりますので、事務所や店舗等に設置する機器は対象になりません。

Q：インターネットやテレビ等の通信販売で購入した製品が補助対象外なのは何故ですか？

A：当初「やまもと応援商品券」との併用を計画したため、町内事業者の店舗等からの購入限定を検討しましたが、町内で購入できる事業者が限られる見込であったため、町内限定としませんでした。

これらのことから当初からインターネットや通信販売は対象外にしております。

Q：世帯主でなくても申請できますか？

A：世帯主以外でも申請できます。

Q：同一世帯で夫と妻または親と子で、それぞれ申請できますか？

A：多くの方にご利用いただけるよう、1世帯当たり1製品(1回限り)としており、同一世帯での申請は1製品(1回限り)となります。

Q：二世帯住宅の場合は世帯別に申請できますか？

A：住民基本台帳上で世帯が別になっていれば、各々で申請ができます。

Q：設置工事費や配送料は補助の対象になりますか？

A：補助対象経費は、「省エネ家電製品本体購入費及び設置に要した費用」となります。

Q：クレジットカード払いや分割払いの場合、どのような書類が必要ですか？

A：クレジットカード等による支払いの場合、支払い済みを証明する領収書などの書類が必要となります。なお、分割払い期間中やボーナス一括払い等で支払いが終了していない場合であっても支払い済みを証明する領収書が店舗から発行されるのであれば、申請は可能です。

Q：領収書はレシートでも大丈夫ですか？

A：購入日、購入店舗名、支払金額等必要事項が記載されたレシート型領収書の写しであれば可能ですが、単なるレシートの写しは不可です。

Q：「やまもと応援商品券2026」との併用は可能ですか？

A：併用可能です。ただし、対象家電購入可能で商品券利用可能な店舗等は各自確認願います。

Q：対象購入期間が令和8年3月1日からなのは何故ですか？

A：本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しており、物価高騰の影響を受けている家庭の経済的負担の軽減とともに、町内事業者の支援も目的としている「やまもと応援商品券2026」との併用も意図して利用期間(3/1～8/31)に合わせたためです。

Q：この事業は町独自の施策ですか？

A：本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」における「推奨事業メニュー」から選択したもので、制度設計の大枠は、推奨メニューの内容や先行自治体を参考にしております。